



## 最近の行政の動き

— 通知・通達等 —

### 危険物の規制に関する規則及び消防法施行規則の一部を改正する省令等の公布について

(平成30年11月30日付け消防予第609号・消防危第200号)

学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）により専門職大学及び専門職短期大学が新たに制度化されたことに伴い、危険物の規制に関する規則第53条の3第1号及び2号において定める甲種危険物取扱者試験の受験資格等の規定について、所要の整備を行いました。

[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3011/pdf/301130\\_yo609\\_ki200.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3011/pdf/301130_yo609_ki200.pdf)

---